

証券コード 7048
(発信日) 2026年3月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目13番12号
ベルトラ株式会社
代表取締役社長兼CEO 二 木 渉

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月23日(月曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第36回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://corp.veltra.com/ja/ir.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）に「ベルトラ」又は証券コードに「7048」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル 2階 コングレスクエア日本橋 ホールAB
※昨年と会場が異なりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照
いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第36期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算
書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い
申し上げます。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含
む書面をお送りしております。
また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づ
き、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監
査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- ◎ 本招集ご通知又は電子提供措置事項に関して修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネ
ット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲
載させていただきます。
- ◎ 今後の状況により、やむを得ず株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト
(<https://corp.veltra.com/ja/ir.html>) にお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月24日（火曜日）
午前10時開始

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月23日（月曜日）
午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月23日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

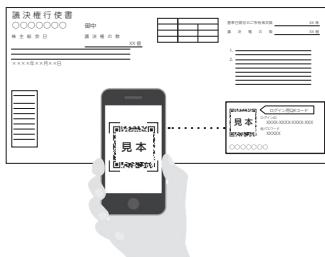
・書面（郵送）での議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

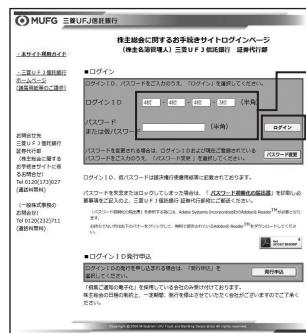
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

※株主総会に関する事前質問は、下記当社ウェブサイトにて受け付けております。

<https://corp.veltra.com/ja/ir.html>

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴う緩やかな所得増に加え、過去最高を更新し続けるインバウンド需要が地方経済を含む国内消費を強力に下支えいたしました。一方で、実質賃金の伸び悩みによる生活防衛意識の定着や、国内政治の流動化に伴う先行き不安が個人消費の重石となる局面も見られました。国外におきましては、米国新政権の通商政策の進展による不確実性の増大や、長期化する地政学的リスクが国際的なサプライチェーンやエネルギー価格に与える影響が注視されるとともに、為替市場の乱高下が続くなど、依然として予断を許さない状況で推移いたしました。

当社サービスの対象である旅行業界におきましては、当連結会計期間を通じて、各国のスクールホリデーやクリスマス、年末年始に合わせた旅行需要の一層の高まりが見られました。東アジアでは韓国、台湾、東南アジアではマレーシア、タイ、欧米豪では米国、カナダを中心に、新規就航や増便に伴う航空座席数の増加が強力な押し上げ要因となり、当連結会計年度における訪日外客数は前年比15.8%増の42,683,600人を記録いたしました。これは過去最高であった2024年を580万人以上上回り、年間として初めて4,200万人を突破する史上最多の実績を更新する結果となりました。一方、海外旅行市場におきましては、渡航先の物価高や円安傾向の継続といった経済的要因の影響を受けつつも、年間の出国日本人数は前年比13.3%増の14,731,500人と、底堅い回復基調にあります（出典：日本政府観光局（JNTO））。

このような環境の中、当社グループは国内及び世界150か国の現地体験型オプションツアー専門のオンライン予約サイト「VELTRA（ベルトラ）」の運営を中心に、複数の事業展開を通して、旅行者、取引先、株主を含め、当社グループに関わる人たち全ての発展と繁栄を目指し、共に成長する共存共栄の精神で観光産業をリードするとともに、「グローバルを舞台に、デジタルと体験の力で未来の観光を創造する」ことを経営の軸に置き、事業を推進しております。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較につきましては、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。また、各セグメントの金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

(OTA事業)

アクティビティツアーの予約成立に応じて収益を得るオンライン・トラベル・エージェント(OTA)として、現地体験ツアーオンライン予約サイト(①「VELTRA」の日本語サイト及び

英語サイト、②催行地をハワイに特化した英語サイト「HawaiiActivities」）を運営しております。

当連結会計年度におきましては、収益性の抜本的な改善に向けた「高収益体質への進化」をテーマに構造改革を推進いたしました。海外旅行事業では、円安や物価高に加え、Google検索の仕様変更に伴う流入減といった厳しい環境下、DXによる業務効率化やマーケティングROIの改善に注力いたしました。具体的には、広告費の高騰を受け、費用対効果を優先して一部の広告出稿を抑制したことで営業収益は計画を下回ったものの、マーケティング費や人件費などの諸経費における厳格なコスト管理が着実に成果を上げました。また、法人向けサービスの強化や新たなクルーズ事業（VELTRA Cruise）の展開など、収益源の多角化にも取り組みました。

国内旅行事業におきましても、訪日外国人向けのインバウンド商品が極めて好調に推移し、国内事業単体での収益性も着実に改善いたしました。また、中央省庁と連携した国内観光施策の強化や、顧客ロイヤリティプログラムの拡充、サービスのタッチポイントを増やす施策等、継続的に実施しております。

これら一連の結果、OTA事業全体の営業利益率は前年の11.6%から23.2%へと劇的に向上いたしました。これにより、通期での黒字化達成に大きく寄与し、持続的な利益創出に向けた強固な事業基盤が確立されたものと考えております。今後は、最適化されたコスト構造を維持しつつ、ユーザーの利便性向上や独自性の高い商品ラインナップの拡充を図り、さらなる成長と収益性の向上を加速させてまいります。

以上の結果、OTA事業の営業収益は3,672,431千円（前期比2.2%増）、営業利益は852,397千円（前期比104.7%増）となりました。

（観光IT事業）

当社グループでは、連結子会社であるリンクティビティ株式会社を通じて、交通・観光事業者向けのチケットプラットフォーム事業や、観光関連事業者のDXを支援するITインフラ事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、主力であるチケットプラットフォーム事業が、継続的なインバウンド旅行者の増加に加え、取扱商品の拡充と戦略的な販売展開により、好調な市場の伸びを大幅に上回る飛躍的な成長を遂げ、グループ全体の収益成長を支える柱としての存在感を高めております。また、2024年8月の韓国子会社「LINKTIVITY KOREA INC.」の設立を機に、韓国・中国エリアでのサプライヤー獲得と連携強化を加速させるなど、プラットフォームとしての優位性は一段と強固なものとなりました。

一方で、さらなる事業領域の拡大に向けた新規事業として、QR改札機導入支援等のITインフラ事業を推進しております。当連結会計年度におきましては、中長期的な収益基盤のさらなる強化を見据え、当該事業への開発投資および営業・開発体制の構築に伴う人員増強を戦略的に実行いたしました。

今後は、QR改札機の導入支援やさらなる利便性を備えた企画乗車券の開発を継続し、国内外での強固なプラットフォーム基盤を活用することで、更なる市場優位性の確立と継続的な事業拡大を図ってまいります。

以上の結果、観光IT事業の営業収益はプラットフォーム事業の飛躍的な伸びにより891,549

千円（前期比24.0%増）となりました。利益につきましては、ITインフラ事業への積極的な先行投資を優先した結果、営業損失262,751千円（前期132,336千円の営業損失）となりました。

これらセグメントごとの経営成績の結果、当グループの当連結会計年度の営業収益は4,581,627千円（前期比6.4%増）、営業利益は105,125千円（前期175,594千円の営業損失）となりました。また、経常利益は99,426千円（前期298,365千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は140,537千円（前期407,943千円の親会社株主に帰属する当期純損失）と、当初計画には及ばなかったものの、コロナ禍以降、5年ぶりに黒字転換を達成いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は400,311千円で、その主なものは、ソフトウェア自社開発であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

ただし、主要取引銀行とは総額1,500,000千円の当座貸越契約の継続を行っており、引続き、主要取引銀行との関係を維持しつつ、継続的に支援いただくための協議を行ってまいります。なお、当連結会計年度末における借入未実行残高は、1,500,000千円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第33期 (2022年12月期)	第34期 (2023年12月期)	第35期 (2024年12月期)	第36期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
営 業 収 益(千円)	1,163,530	3,123,349	4,304,918	4,581,627
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△)(千円)	△753,928	△112,349	△298,365	99,426
親会社株主に帰属す る当期純利益または(千円) 当期純損失(△)	△794,447	△57,708	△407,943	140,537
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (円) (△)	△22.92	△1.62	△11.18	3.84
総 資 産(千円)	4,051,944	6,466,445	8,584,721	9,323,407
純 資 産(千円)	1,381,132	1,360,149	2,888,515	2,969,777
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	38.14	37.31	68.20	72.11

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第33期 (2022年12月期)	第34期 (2023年12月期)	第35期 (2024年12月期)	第36期 (当事業年度) (2025年12月期)
営 業 収 益(千円)	692,477	2,383,049	3,311,729	3,492,577
経常利益または経常損失(△) (千円)	△838,311	△233,480	△248,952	286,320
当期純利益または純損失(△) (千円)	△848,479	△181,376	△335,119	283,591
1株当たり当期純利益または純損失(△) (円)	△24.48	△5.10	△9.19	7.75
総 資 産(千円)	2,723,010	4,053,131	4,467,663	4,772,565
純 資 産(千円)	1,074,214	896,925	1,075,015	1,348,962
1株当たり純資産額 (円)	29.91	24.87	29.04	36.74

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
VELTRA Holdings Inc.	1,503千 USドル	100.0%	VELTRA Inc.の持株会社
V E L T R A I n c .	98千 USドル	100.0 (100.0)	Hawaii Activitiesの運営
VELTRA Malaysia Sdn. Bhd.	500千 マレーシア リンギット	100.0	ITシステムの開発拠点
リンクティビティ株式会社	80,897千 円	75.6	企業間の取引システムの提供
Linktivity Korea Inc.	300,000千 ウォン	75.6 (75.6)	チケットプラットフォーム事業

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の(内数)は、間接所有割合であります。

2. 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、安定的な経営基盤のもと継続して成長できるよう、以下の事項を重要な経営課題と認識し、今後、優先的に取り組んでまいります。

(1)高効率経営の実現と利益成長の加速

これまでの当期純損失の計上から黒字転換を果たし、安定的な収益構造を確立することが最優先の課題であると認識しております。これに対し、当期における黒字化達成を足掛かりとして、主力であるOTA事業の収益拡大をさらに推進するとともに、「生産性の改善」を旗印に掲げ、積極的なテクノロジー活用によるオペレーションの効率化を断行することで、営業利益率のさらなる向上と着実な利益の積み上げを図ってまいります。

(2)独自価値の追求によるグローバル競争力の強化

旅行者のニーズが多様化・高度化する中、グローバルOTA競合との差別化を実現し、独自の成長路線を歩むことが不可欠な課題となっております。これに対し、単なる在庫確保に留まらず、現地の催行会社との緊密なパートナーシップに基づいたユニークで魅力ある体験商品の開発・提供を加速させてまいります。併せて、システム連携の深化により予約プロセスの即時性を高め、他社にはない圧倒的な顧客体験を提供することで、グローバル市場におけるプレゼンスを確立してまいります。

(3)組織パフォーマンスの最大化と人的資本の高度化

既存事業の拡大や新たなビジネスモデルの構築を加速させるためには、限られた経営資源の中で組織全体の実行力を極限まで高めることが重要な課題であると認識しております。これに対し、社内人材の適材適所な配置と適切な権限委譲による「組織パフォーマンスの最大化」を推進してまいります。特に、AIをはじめとする先端技術を使いこなし、付加価値の高い業務へシフトするためのスキルの再開発を強力に推進することで、社員一人ひとりが高い生産性を発揮できる環境を整え、エンゲージメントの向上と共に、少数精鋭で高い成果を生む組織体質を構築してまいります。

(4)AI時代への完全適応とビジネスモデルの変革

急速に進展するAI技術への対応は、現在進行形で取り組むべき最重要戦略であると捉えております。これに対し、蓄積された膨大な顧客データを基盤としたAI活用の内製化を急ぎ、旅行者一人ひとりに最適化されたパーソナライズ・サービスを即時提供できる体制を構築いたします。AIによる業務プロセスの自動化を全社的に推進し、コスト構造の抜本的改革と付加価値の向上を同時に成し遂げることで、AI時代のリーディングカンパニーとしての地位を確立してまいります。

(5)ベルトラグループ全体におけるガバナンス及び管理体制の再構築

事業規模の急拡大とグローバル展開の進展に伴い、グループ全社において親会社と同水準の高度な経営管理・統制機能を一貫して浸透させることが、持続的な成長に向けた重要な課題であると認識しております。これに対し、子会社を含めたグループ各社の経理財務、法務、労務といった管理業務の平準化を強力に推進し、親会社の知見を活かしたプロセスの厳格化を図ってまいります。取締役会による監督機能をグループ全体に直接及ぼすとともに、「個人・組織・グループ」の各階層における役割と責任を再定義し、潜在的风险を未然に防ぐ仕組みをグループ横断で定着させることで、グループ一体となった強固かつ柔軟な経営基盤を構築してまいります。

(6)情報セキュリティ・ガバナンスの高度化とリスク管理の徹底

子会社の資金流出事案を重く受け止め、巧妙化するサイバー攻撃や不正アクセス等の脅威に対し、グループ全体の防御力を一律に底上げし、有事の際の事業継続性を確保することが最優先の課題であると認識しております。このため、従来の各社独自の対応を統合し、グループ共通の「情報セキュリティ・ガバナンス」を確立した上で、公的なガイドライン等に基づく高度な監視体制を全グループ会社へ導入いたします。併せて、自然災害やツアー事故等を想定した「BCP（事業継続計画）」の策定・運用をグループ全体で徹底し、継続的な教育・啓発を通じて、高い倫理観と防犯意識に基づいた強固なセキュリティ文化を組織全体に根付かせてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業区分	事業内容
旅行関連事業	インターネットを利用した現地体験ツアーの予約販売等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区
---	---	--------

② 子会社

VELTRA Holdings Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA, Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA Malaysia Sdn.Bhd.	本社	マレーシア クアラ Lumpur 市
リンクティビティ株式会社	本社	東京都千代田区
Linktivity Korea Inc.	本社	大韓民国 ソウル市

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
旅行関連事業	242 (79) 名	16名減 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末にくらべて16名減少しておりますが、主に業務の効率化に伴う人員配置の適正化を図ったことや、退職者に対する補充採用が翌年度以降に及んだことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141 (65) 名	16名減 (1名減)	38歳	5.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べて16名減少しておりますが、主に業務の効率化に伴う人員配置の適正化を図ったことや、退職者に対する補充採用が翌年度以降に及んだことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 36,599,580株
- ③ 株主数 9,541名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
P a x a l a n S . à r . l . (常 任 代 理 人 小 谷 野 税 理 士 法 人)	8,992千株	24.56%
株 式 会 社 オ ー プ ン ド ア	5,347	14.61
永 島 徹 三	1,662	4.54
二 木 涉	1,530	4.18
齊 藤 精 良	1,049	2.86
株 式 会 社 J T B	899	2.45
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	765	2.09
株 式 会 社 プ レ ン テ ィ ー	750	2.04
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	712	1.94
萬 年 良 子	510	1.39

(注) 持株比率は自己株式 (97株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年12月31日現在）

		第1回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2017年12月28日	2020年3月25日
新株予約権の数（注）3.4		2,300個	105個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）3.4		普通株式 230,000株 (新株予約権 100株) 1個につき	普通株式 10,500株 (新株予約権 100株) 1個につき
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 7,800円 (1株当たり 78円)	新株予約権 1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2019年12月29日から 2027年12月28日まで	2024年4月10日から 2027年4月9日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 2,300個 目的となる株式数 230,000株 保有者数 2名
		社外取締役 (注) 4	—
	取締役 (監査等委員)	—	新株予約権の数 105個 目的となる株式数 10,500株 保有者数 1名

- (注) 1. i 新株予約権を引き受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社等の取締役、監査等委員及び従業員等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任や定年退職、その他正当な理由がある場合において、取締役会が承認したときは、この限りでない。
- ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む）でないことを要する。
- iii 新株予約権を引き受けた者の故意又は重過失により当社又は当社子会社に重大な損失が発生した場合、当該新株予約権を引き受けた者は、その新株予約権を行使することができない。

- iv その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けた者との間で締結する引受契約書に定めるところによる。
2. i 新株予約権を引き受けた者は、行使可能開始日が属する年に開催する定時株主総会終結時点まで取締役の地位を保持していることを要する。
- ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む）でないことを要する。
- iii 行使可能日が属する先月3ヶ月（2024年1月1日から2024年3月31日）の時価総額（※1）の平均が次の表の区分に対応した行使可能率を割当個数に乗じた個数（※2）を、新株予約権を引き受けた者が行使できる個数とする。

時価総額	行使可能率
88億円未満	0%
～175億円未満	15%
～263億円未満	35%
～350億円未満	50%
～438億円未満	70%
～526億円未満	80%
～613億円未満	90%
613億円以上	100%

（※1）東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)にその時点の当社の発行済株式数を乗じたものとする。

（※2）1個に満たない端数がある場合には、これを四捨五入とする。

3. 2018年9月27日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
4. 第5回新株予約権については、(注)2. iii の記載の通り権利行使条件として定められた時価総額条件の不成就により、195個（当初割当数の65%）が失効しております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	二 木 渉	社長兼CEO
取 締 役	倉 上 智 晴	HR & General Affairs Division Director
取 締 役	皆 嶋 純 平	CFO兼Headquarters Division Director VELTRA Holdings, Inc. Director VELTRA, Inc. Director VELTRA Malaysia Sdn.Bhd. Director リンクティビティ株式会社 取締役
取 締 役	カ ス バ ー ト ロ ド ニ ー	Tourism Tasmania 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	池 田 哲 司	—
取締役 (監査等委員)	毛 利 正 人	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 教授 公立大学法人 国際教養大学 グローバル・ビジネス領域 客員教授 学校法人フェリス女学院 監事 小林製菓株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	鈴 木 学	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役 SDFキャピタル株式会社 監査役 SDFSpeed株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役カスバート ロドニー氏、常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏、監査等委員である取締役 毛利正人氏、監査等委員である取締役 鈴木学氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、池田哲司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏、監査等委員である取締役 毛利正人氏及び監査等委員である取締役 鈴木学氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務等に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏は、米国の経営修士号を取得し、長年にわたり他社の経理部・財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査等委員である取締役 毛利正人氏は、米国の会計学修士号を取得し、米国公認会計士協会の正

会員資格を保有しております。

・監査等委員である取締役 鈴木学氏は、弁護士資格を保有しております。

4. 当社は、取締役カスバート ロドニー氏、常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏及び監査等委員である取締役 毛利正人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。監査等委員である取締役 鈴木学氏においては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしておりますが、同氏を独立役員として届出しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役カスバート ロドニー氏、及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任額の限定が認められるのは、当該業務執行取締役でない取締役又は監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④取締役の報酬等

i. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 方針の決定方法等

当社は2024年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容について、あらかじめ報酬委員会の審議を経ております。

b. 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次の(a)ないし(d)のとおりです。

(a) 基本方針に関する事項

当社の業務執行取締役および社外取締役の報酬等は、その総枠について株主総会の承認を得た上で、個別の報酬額は報酬委員会の諮問を経た上で、各年の定時株主総会終結後に開催される取締役会の決議（当該取締役会の委任に基づく代表取締役の決定を含む。）で決定します。なお、監査等委員である取締役の報酬に関しては、個別の報酬額は監査等委員会にて決定します。

(b) 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬として支払う金額について、毎月金銭支給としております。基本報酬の年額は、役位、職責、実績等に応じて世間水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮した上で決定するものとしております。

(c) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は、基本報酬と短期業績連動報酬により構成されております。基本報酬は役位に応じて個別に決定され、短期業績連動報酬は単年度の連結業績の達成度合いおよび個人別の期待役割の達成度合いによって支給率が変動する設計となっております。他方、業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査等委員である取締役は、変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの構成としております。業務執行取締役および社外取締役の個別の支給額は、報酬委員会での審議・決定を経て取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会において支給額を決定します。

(d) 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の業務執行取締役の個人別の報酬額について、取締役会決議に基づき、代表取締役に委任する場合、報酬委員会の諮問を経たうえで、その具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬（固定報酬）の額および短期業績連動報酬（変動報酬）の額とします。

ii. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

iii. 個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

当事業年度の当社の業務執行取締役の個人等の報酬額については、2024年3月19日開催の取締役会決議に基づき、代表取締役社長兼CEO二木渉が、報酬委員会の諮問を経たうえで、その具体的内容について委任を受けており、その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬（固定報酬）の額および短期業績連動報酬（変動報酬）の額としております。

委任した理由は、代表取締役社長兼CEOは当社全体の業績や個々の業務執行取締役の職務執行状況を俯瞰的に把握しており、当社全体の業績等を勘案しつつ各業務執行取締役の担う役割・責務等について評価を行うには、代表取締役社長兼CEOが適していると判断したためです。

iv. 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (非金銭報酬等 を除く)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	47,991千円 (11,980千円)	47,991千円 (11,980千円)	－ (－)	－ (－)	4名 (1名)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	24,000千円 (24,000千円)	24,000千円 (24,000千円)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	71,991千円 (35,980千円)	71,991千円 (35,980千円)	－ (－)	－ (－)	7名 (4名)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月24日開催の第33回定時

株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。また、当該報酬決議とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬として、2025年3月26日開催の第35回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年3月24日開催の第33回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
4. 合計の支給員数につきましては、実際の支給員数を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役カスバート ロドニー氏はTourism Tasmaniaの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役 毛利正人氏は、東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授、公立大学法人 国際教養大学 グローバル・ビジネス領域 客員教授、学校法人フェリス女学院 監事、小林製薬株式会社 社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役 鈴木学氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー、株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役、SDFキャピタル株式会社 監査役、SDFSpeed株式会社 監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 カスバート ロドニー	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、これまで欧米圏での会社の経営者を歴任してきたことに基づく豊富な経験や旅行業界に幅広いネットワークを有していることに基づく幅広い見識に基づく観点から、積極的に事業運営全般に対し、適確な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 池田 哲 司	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会、監査等委員会において、上場会社を含む他企業の経理・財務業務の豊富な経験に基づく観点から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 毛利 正 人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会、監査等委員会において、コーポレート・ガバナンス等を専門とする大学教授としての高い専門性と幅広い見識に基づく観点から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 鈴木 学	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識に基づく観点から、当社グループ経営、資金調達においての意思決定の妥当性、適正性を確保するための適確な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,336,871	流動負債	6,353,155
現金及び預金	5,686,926	営業未払金	3,651,476
営業未収入金	2,264,628	未払金	280,417
その他	385,316	未払法人税等	61,918
		前受金	2,076,044
固定資産	986,536	ポイント引当金	39,952
有形固定資産	33,078	契約負債	147,133
建物	5,975	その他	96,211
工具、器具及び備品	108,250	固定負債	475
減価償却累計額	△81,147	その他	475
		負債合計	6,353,630
無形固定資産	686,365	(純資産の部)	
ソフトウェア	560,970	株主資本	2,479,320
ソフトウェア仮勘定	125,179	資本金	2,078,405
その他	216	資本剰余金	3,297,716
投資その他の資産	267,092	利益剰余金	△2,896,730
投資有価証券	7,182	自己株式	△70
繰延税金資産	112,464	その他の包括利益累計額	159,716
その他	147,444	繰延ヘッジ損益	456
		為替換算調整勘定	159,260
資産合計	9,323,407	新株予約権	8,189
		非支配株主持分	322,550
		純資産合計	2,969,777
		負債純資産合計	9,323,407

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,815,617	流動負債	3,423,602
現金及び預金	2,542,919	営業未払金	1,420,664
営業未収入金	1,012,288	未払金	228,220
前渡金	55,834	未払費用	46,495
前払費用	66,918	未払法人税等	55,248
未収消費税等	84,458	前受金	1,481,107
その他	53,198	預り金	20,165
固定資産	956,947	ポイント引当金	39,071
有形固定資産	10,014	契約負債	131,183
建物	5,975	その他	1,445
工具、器具及び備品	65,156	負債合計	3,423,602
減価償却累計額	△61,116	(純資産の部)	
無形固定資産	280,210	株主資本	1,344,285
ソフトウェア	257,111	資本金	2,078,405
ソフトウェア仮勘定	22,883	資本剰余金	2,190,405
その他	216	資本準備金	2,190,405
投資その他の資産	666,722	利益剰余金	△2,924,454
投資有価証券	7,182	その他利益剰余金	△2,924,454
関係会社株式	533,496	繰越利益剰余金	△2,924,454
出資金	100	自己株式	△70
繰延税金資産	94,430	評価・換算差額等	456
その他	31,513	繰延ヘッジ損益	456
		新株予約権	4,221
資産合計	4,772,565	純資産合計	1,348,962
		負債純資産合計	4,772,565

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	3,492,577
営業費用	3,157,969
営業利益	334,608
営業外収益	
受取利息	5,383
匿名組合投資利益	23,840
その他	1,269
営業外費用	
為替差損	75,785
その他	2,997
経常利益	286,320
特別利益	
新株予約権戻入益	7,839
税引前当期純利益	294,159
法人税、住民税及び事業税	41,737
法人税等調整額	△31,169
当期純利益	283,591

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ベルトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野明宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	服部理

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルトラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ベルトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野明宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	服部理

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の子会社の資金流出事案に関しまして、同社において犯罪リスクの予防体制、決裁承認プロセス、重要印章の管理に関する内部統制に改善を要する点があることを認識し、内部統制および内部監査機能の強化について取締役会に意見を述べました。取締役の本件発覚後の対応について、現時点で特段の不当性は認められないと判断しております。監査等委員会は再発防止策の構築・実施、並びに企業集団の内部統制の抜本的強化および徹底について、引き続き監視・検証してまいります。

2026年2月21日

ベルトラ株式会社 監査等委員会
常勤社外監査等委員 池田 哲司 ㊞
社外監査等委員 毛利 正人 ㊞
社外監査等委員 鈴木 学 ㊞

以上

(株主総会参考書類)

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふたぎ わたる 二 木 渉 (1971年4月10日) (重任)	1989年4月 株式会社IWANAGA入社 2000年1月 株式会社パックプラス入社取締役就任 2004年4月 当社入社 2009年1月 当社企画開発&マーケティング部部長就任 2014年3月 当社海外事業本部長就任 2015年4月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任）	1,530,000株
2	あらかみ 荒 木 篤 実 (1964年9月20日) (新任)	1988年4月 日産自動車株式会社入社 1991年11月 当社（旧アラン株式会社）創業 1992年9月 当社取締役就任 1997年9月 当社常務取締役就任 2000年3月 当社代表取締役就任 2017年12月 Paxalan S.à r.l.マネージャ就任（現任） 2018年9月 Tiqets International B.V.日本支店代表就任	8,992,448株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	こう せい りゅう 孔 成 龍 (1978年8月11日) (新任)	2001年 9月 SAMSUNG SDI CO.,LTD. 入社 2006年11月 パイオニア株式会社 入社 2012年 1月 モンスター・ラボ株式会社 入社 2013年 3月 LINE株式会社(現LINEヤフー株式会社) 入社 2014年 9月 バリューコマース株式会社 入社 2016年12月 当社入社 2020年 1月 リンクティビティ株式会社代表取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) リンクティビティ株式会社 代表取締役	—
4	カスバート ロドニー (1957年8月5日) (重任・社外・独立)	1975年 3月 NCR Corporation入社 1979年11月 Digital Equipment Corporation入社 1983年 4月 Select MicroSystems入社 1986年10月 Creative Laser Systems入社 1991年 5月 LaserTools Corporation入社 1995年 7月 Viator 設立 CEO就任 2012年 8月 ROME2RIO CEO就任 2019年 3月 当社社外取締役就任 (現任) 2019年12月 Imperium Tourism Holdings取締役就任 2020年 2月 Jayride Group Limited取締役就任 2023年 6月 Tourism Tasmania取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) Tourism Tasmania 取締役	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 荒木篤実氏が所有する当社の株式数には、同氏が代表（マネージャ）を務め、実質的に支配する資産管理会社であるPaxalan S.à r.l.名義の保有株式数（8,992,448株）を含めて記載しております。
3. 荒木篤実氏を取締役候補者とした理由は、当社の共同創業者として事業を立ち上げた経験、および前代表取締役会長としての深い見識に加えて、国内外のベンチャー企業での経営経験を有しているためです。今般、経営体制の刷新にあたり、経営の監督機能の強化に加えて、当社の持続的な成長を確固たるものにするための「サクセッションプラン（次世代の経営者育成と選定）」を主導いただくことを期待しております。
4. 孔成龍氏を取締役候補者とした理由は、当社グループの成長エンジンであるリンクティビティ株式会社の代表として、グループ経営への参画を継続して検討してきたためです。同氏が親会社の取締役に就任し、かつ引き続き子会社の経営を担うことで、同社の高成長モデルをグループ全体へダイレクト

に波及させるとともに、重要子会社の状況を親会社の取締役会が直接監視・把握する「連結ガバナンス」を強化することを目的としております。

5. カスバート ロドニー氏は、社外取締役候補者であります。
6. カスバート ロドニー氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、1995年に創業した現地体験ツアー予約サイト「Viator」の創業者であり、欧米圏での会社の経営者を歴任するとともに旅行業界に幅広いネットワークがあり、その豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任しております。
7. カスバート ロドニー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
8. 当社は、カスバート ロドニー氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、その損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、再任が原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、カスバート ロドニー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。再任が原案どおり承認された場合は、当社は引き続きカスバート ロドニー氏を独立役員とする予定であります。
10. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、再任される候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。保険料は全額当社が負担しております。

【ご参考】 本総会における議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス
 本総会における議案が承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役の専門性は下記のとおりです。

	企業経営	業界経験	財務・会計	法務 コンプライ アンス	人事 労務 人材開発	営業 マーケ ティング	グローバル 経営 国際性	テクノロジー
二木 渉	○	○				○	○	○
荒木 篤実	○	○	○		○	○	○	○
孔 成龍	○	○				○	○	○
カスバート ロドニー	○	○				○	○	○
池田 哲司			○	○			○	
毛利 正人	○		○	○			○	
鈴木 学				○			○	

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の招集権者及び議長に関する変更

当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、コーポレート・ガバナンス（企業統治）をより一層充実させることを目的として、取締役会の議長を「取締役社長」に固定せず、適任者を取締役の中から選定できるよう、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）について所要の変更を行うものであります。

なお、本提案の理由にかかる定款変更については、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部 が変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、<u>同社長</u>が議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項</u>の取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル 2階
コングレスクエア日本橋 ホールAB

※昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口 直結
東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より 徒歩3分
JR線「東京」駅 日本橋口より 徒歩5分

株主の皆様へ
当社ホームページから随時情報を
発信中。是非ご覧ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。